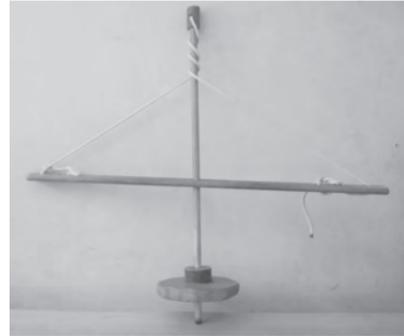


小宮ふるさと自然体験学校主催 森つこサンちゃんクラブ

「マイギリ式火おこし体験」

昔の人は試行錯誤し、いろいろな方法で火をおこしていました。その技術や苦労は、自分で体験しなければ分かりません。今回は、江戸時代に神社で発火の儀式に使われていた、マイギリ式火おこし器を自分で一から作り、火をおこし、ご飯を炊く体験をします。



※市ホームページからもダウンロードできます。

- ▽日時 11月23日(水) 午前9時30分～午後2時30分ごろ
- ▽場所 小宮ふるさと自然体験学校
- ▽内容 チラシ兼申込書をご覧ください。
- ▽対象 市内在住の小学校4年生～6年生
- ▽定員 10人(申込み順)
- ▽費用 無料
- ▽チラシ兼申込書配布場所 環境政策課(五日市出張所)、小宮ふるさと自然体験学校、生活環境課、中央図書館、東

- 部図書館エル、五日市図書館
- ▽申込み方法 11月21日(必着)までに、申込書に必要事項を記入し、送付するか直接窓口で申し込んでください。
- ▽申込み・問合せ 環境政策課 環境の森推進係(〒190-0164 五日市411、☎595-1120)

めざせ健康あきる野21 第76回ふれあいウォーク あきる野を楽しんで歩いて健康づくり

歩きやすい季節になりました。多西地区を歩きながら晩秋を感じませんか。



- ▽日時 11月21日(月) 午前9時30分集合、午後1時解散(予定)
- ▽集合・解散場所 草花公園(市民プール前)
- ▽コース 草花公園→西多摩霊園→旧満地トンネル→草花公園(約8キロ)
- ▽持ち物など 飲み物、タオル、スタンブカード(お持ちの方)、歩きやすい服装・靴
- ▽費用 無料
- ▽申込み方法 初めて参加する方は、電話で申し込んでください。

- ▽その他 荒天時の実施の有無は、当日午前8時以降にお問い合わせください。また、コースの状況により変更して実施することがあります。
- ▽問合せ 健康課健康づくり係(直通558-1183)

めざせ健康あきる野21 簡単料理レシピ講習会 「作って 食べて 笑って 元気！」



市内で取れる旬の野菜を使った、クリスマスやお正月に活用できる料理の講習会を開催します。

- 期日・場所
 - ①12月7日(水)…五日市保健センター
 - ②12月12日(月)…秋川ふれあいセンター
- ※両日の申込みはできません。
- 時間 午前10時～午後0時30分
- 内容 簡単料理レシピ「ごぼうとひき肉の味噌どんぶり」の実演と調理実習、「あきる野野菜で作るミネストローネ クリーム仕立て」の特別講師による実演、試食会と交流会
- 対象 市内在住・在勤の方
- 定員 ①20人、②30人(申込み順)
- 持ち物 エプロン、三角巾、手拭き用タオル、上履き(滑りにくいもの、五日市保健センターは不要)
- 費用 各100円(食材費)
- ※当日お持ちください。
- ちょっとサポート 講習会時間中(調理時)に、市民ボランティアと職員が子どもの預かりをします。講習会申込み時に予約してください。
- 対象…1歳以上の未就学児
- ※定員は定めていませんが、ボランティアの人数によって制限することがあります。
- 申込み方法 11月2日(水)の午前8時30分から電話で申し込んでください。
- 申込み・問合せ 健康課健康づくり係(直通558-1183)

小さな子どものためのおさんぽ会

色づいた木の葉が積もる晩秋の菅生で、木の実や草の実、冬支度の生きものを探しながら、鯉川沿いを歩きます。よちよち歩きでも大歓迎。お子さんそれぞれのペースを大切におさんぽしましょう。



- 日時 11月20日(日) 午前10時～11時30分
- 集合場所 菅生会館(菅生1338)
- 対象 市内在住の子どもとその保護者(未就学児向けの内容です)
- 定員 10組(申込み順)
- 持ち物など 飲み物、おやつ、雨具、長袖、長ズボン、帽子、歩きやすい靴
- ※ハチの被害を避けるため、白っぽい服と帽子をお勧めします。
- 費用 1人50円(保険代含む)
- その他 終了後、昼食会をします。おさんぽ会の感想や子どもの様子など、参加者の皆さんでおしゃべりしませんか(参加できる方は弁当をお持ちください)。
- ※雨天の場合は、内容を変更して開催します。
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください(ホームページのサイト内検索で「おさんぽ」と入力)。
- ※次回は3月を予定しています。
- 申込み方法 11月16日(水)までに電話で申し込んでください。
- 企画・運営 あきる野市環境委員会森のようちえん部会
- 申込み・問合せ 環境政策課環境政策係(☎595-1110)

くらしの知恵袋 ～消費生活相談情報～ 電気通信事業法の改正

改正電気通信事業法が平成28年5月に施行され、電話やインターネットなど電気通信サービスに新たな消費者保護ルールが導入されました。私たち消費者が契約する際に重要となる3つのルールについて、解説します。

- 説明義務の充実 高齢者・障がい者など配慮が必要となる利用者に対し、その知識、経験、契約目的に配慮した説明を行うこと、携帯電話サービスの「2年縛り」契約が自動更新される前に、利用者に事前通知をすることなどが義務付けられました。
- 契約書面の交付義務 契約成立後は、契約内容を明らかにした書面を滞りなく作成し利用者に交付することや、書面に割引や有料オプションサービスなどの記載をすることが義務付けられました。
- 初期契約解除制度 一定の範囲内の契約は、契約書面受領日を初日として8日間が経過するまでは、事業者の合意なく利用者の都合のみにより契約を解除

することが可能となりました(ただし、契約解除までのサービス利用料、工事費、事務手数料は発生する場合があります)。

- その他 契約トラブルを避けるため、勧誘を受けた際は、その場ですぐ契約せず十分に検討しましょう。また、疑問がある場合は、早めに契約先の事業者を確認するように心掛けましょう。
- あきる野市消費生活相談窓口 契約に関するトラブルや悪質商法など、消費生活に関して困ったときは、一人で悩まずに気軽に相談ください。電話でも相談にお答えします。
- 開設日時…毎週月曜・木曜日 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
- ※予約の必要はありません。
- 場所…市役所1階市民相談室
- ※月曜・木曜日以外でお急ぎのときは、東京都消費生活総合センターにご相談ください。
- 東京都消費生活総合センター
- 開設日時…毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
- 消費生活相談…☎03-3235-1155
- ※多重債務相談も受け付けています。

「小学生による 税を考える週間書道展」 入選作品の展示会

西多摩地区税務協議会主催で、西多摩地区の小学校5・6年生から多数の応募がありました。あきる野市からは7校が参加し、

- 51点が入選しました。子どもたちの力作をご覧ください。
- ▽日時 11月11日(金)～13日(日) 午前10時～午後5時
- ▽場所 イオンモール日の出イオンホール
- ▽問合せ 課税課市民税係(直通558-1682)